ケアハウス利用料金早見表（月額）

1. 管理費	2. サービスの提供に要する費用（前年度対象収入） ①処遇改善加算額 863 円 含む		4. 生活費	5. 個人負担	計（管理費が分割）
33,486円/月（一括の場合）7,300,000円	1,500,000 円 以下 円	10,100 円	44,500 円	冬季加算（11月～3月）1,960円/月 電気・下水道料（使用料金）	88,086 円
	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,100 円			91,086 円
	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,200 円			94,186 円
	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,300 円			97,286 円
	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,300 円			100,286 円
	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,400 円			103,386 円
	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,500 円			108,486 円
	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,600 円			113,586 円
	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,600 円			118,586 円
	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,800 円			123,786 円
	2,400,001 円 ～ 2,500,000 円	50,900 円			128,886 円
	2,500,001 円 ～ 2,600,000 円	58,000 円			135,986 円
	2,600,001 円 ～ 2,700,000 円	65,100 円			143,086 円
	2,700,001 円 ～ 2,800,000 円	72,300 円			150,286 円
	2,800,001 円 ～ 2,900,000 円	79,400 円			157,386 円
	2,900,001 円 ～ 3,000,000 円	86,600 円			164,586 円
	3,000,001 円 ～ 3,100,000 円	93,333 円			171,319 円
	3,100,000 円 ～	93,333 円			171,319 円

（注１）　「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入居者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

（注２）　平成20年5月30日付け老発０５３０００３号厚生労働省老健局長通達により改定

（注３）　右端の計の金額は、冬季加算と個人負担は入っていません。

（注４）　消費税率８％への引き上げ（平成26年4月1日）に伴い、生活費及び冬季加算額を下表のとおり改定し、平成26年5月分利用料より、新利用料額を適用

注4に伴う別表

	旧利用料	新利用料
生活費	42,490円	43,700円
冬季加算	1,880円	1,930円

（注５）　平成27年6月12日付け介第１３９４号兵庫県知事通知により改定

（注６）　平成29年6月20日付け介第１４４９号兵庫県知事通知により改定

（注７）　平成30年6月21日付け高第１５５４号兵庫県知事通知により改定

（注８）　令和元年6月24日付け高第１４４４号兵庫県知事通知により決定

（注９）　消費税率10％への引き上げ（令和元年10月1日）に伴い、事務費、生活費及び冬季加算額を下表のとおり改定し、令和元年11月分利用料より新利用料額を適用
令和元年10月1日付け高第１７４９号兵庫県知事通知により決定

注9に伴う別表

	旧利用料	新利用料
生活費	43,700円	44,500円
冬季加算	1,930円	1,960円

（注10）　介護職員における処遇改善加算が適用される施設にあっては、サービスの提供に要する費用（月額）は、表の額に次の式で算出した額を上乗せした額を上限額とする。

介護職員における処遇改善加算	＝	前年度の平均介護職員数（常勤換算後）	×	9,000円	前年度平均入所者数（一般入所者）

令和４年10月以降（処遇改善が同月より後ろの月である場合はその月以降）は、処遇改善加算額の利用者負担分を差引いた額を上限額とする。
令和４年７月15日付け高第１４３１号兵庫県知事通知により改定

（注11）　令和５年７月５日付け高第１９７１号兵庫県知事通知により改定

（注12）　令和６年７月１０日付け高第１９２８号兵庫県知事通知により改定

（注13）　令和７年７月１８日付け高第２２５６号兵庫県知事通知により改定